

令和6年度 府税のしおり⑤

WEB版は
こちら



©2014 大阪府もずやん

自動車税(環境性能割・種別割) 軽自動車税(環境性能割)

自動車税(環境性能割)

■ 納める人

自動車を取得した人が納めます。

ただし、特殊自動車(ロードローラー、ブルドーザー等)と二輪車は課税対象となる自動車には含まれません。

なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき(割賦販売の場合)は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■ 納める額

自動車の取得価額(課税標準額) × 税率 = 税額

● 自動車の取得価額

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物(例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコン等)の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具等の付属物の価額は含まれません。

ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合等は、通常取引価額が取得価額となります。

なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合、免税となります。

また、先進安全自動車(ASV)特例等については、[3ページ](#)に記載しています。

● 税率

自動車税(環境性能割)は、その自動車の環境への負荷等の程度に応じて税率が決定します。具体的な税率については、[2ページ](#)に記載しています。

[大阪府 自動車税\(種別割\) 税額表](#)

検索

■ 納める方法

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に自動車税(環境性能割・種別割)申告書を提出し、納めます。

軽自動車税(環境性能割)〔市町村税〕

■ 納める人

三輪以上の軽自動車を取得した人が納めます。なお、軽自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき(割賦販売の場合)は、当該軽自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■ 納める額

三輪以上の軽自動車の取得価額(課税標準額) × 税率 = 税額

取得価額の考え方は、自動車税(環境性能割)と同じです。具体的な税率については、[2ページ](#)に記載しています。

[大阪府 自動車税\(種別割\) 税額表](#)

検索

■ 納める方法

軽自動車の検査の際などに、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。自動車税(環境性能割)と同じです。

※軽自動車税(環境性能割)は市町村税ですが、当分の間、都道府県が賦課徴収を行います。

○ 自動車税・軽自動車税(環境性能割)の税率表(新車・中古車問わずに適用)
適用期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日

区分	車両総重量等	対象となる条件		税率			
		排出ガス基準	燃費基準	登録自動車		軽自動車	
下記の区分・対象となる条件に該当しない自動車		—		営業用	家用	営業用	家用
電気自動車 ※燃料電池自動車を含む	—	—	—	2%	3%	2%	2%
天然ガス自動車	—	・平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車) または ・ポスト新長期規制からNOx10%低減達成(注1、2)	—	非課税		非課税	
プラグイン ハイブリッド自動車	—	—	—	—		—	
ガソリン自動車 及び 石油ガス自動車 (LPG) ※石油ガス自動車に ついては、登録自動車 のみ対象となります。	乗用車	★★★★ ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和12年度燃費基準85%達成車 (令和2年度燃費基準123%達成車 ※注3) (平成22年度燃費基準84%向上達成車 ※注4) かつ令和2年度燃費基準達成車 (平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4)	非課税		非課税	
			令和12年度燃費基準80%達成車 (令和2年度燃費基準116%達成車 ※注3) (平成22年度燃費基準73%向上達成車 ※注4) かつ令和2年度燃費基準達成車 (平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4)	非課税	1%	非課税	
			令和12年度燃費基準70%達成車 (令和2年度燃費基準102%達成車 ※注3) (平成22年度燃費基準51%向上達成車 ※注4) かつ令和2年度燃費基準達成車 (平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4)	0.5%	2%	0.5%	1%
			令和12年度燃費基準60%達成車 (令和2年度燃費基準87%達成車 ※注3) (平成22年度燃費基準30%向上達成車 ※注4) かつ令和2年度燃費基準達成車 (平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4)	1%	3%	1%	2%
クリーン ディーゼル自動車	乗用車	・平成30年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制適合(注2) ※型式指定車に限る。	令和12年度燃費基準85%達成車 (令和2年度燃費基準123%達成車 ※注3) (平成22年度燃費基準84%向上達成車 ※注4) かつ令和2年度燃費基準達成車 (平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4)	非課税		—	
			令和12年度燃費基準80%達成車 (令和2年度燃費基準116%達成車 ※注3) (平成22年度燃費基準73%向上達成車 ※注4) かつ令和2年度燃費基準達成車 (平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4)	非課税	1%	—	
			令和12年度燃費基準70%達成車 (令和2年度燃費基準102%達成車 ※注3) (平成22年度燃費基準51%向上達成車 ※注4) かつ令和2年度燃費基準達成車 (平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4)	0.5%	2%	—	
			令和12年度燃費基準60%達成車 (令和2年度燃費基準87%達成車 ※注3) (平成22年度燃費基準30%向上達成車 ※注4) かつ令和2年度燃費基準達成車 (平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4)	1%	3%	—	
ガソリン自動車	車両総重量 3.5t以下の バス	★★★★ ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2年度燃費基準105%達成車	非課税		—	
			令和2年度燃費基準達成車	0.5%	1%	—	
	車両総重量 2.5t以下の トラック	★★★★ ・平成30年排出ガス基準25%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準50%低減達成	令和2年度燃費基準110%達成車	非課税		—	
			令和2年度燃費基準105%達成車	0.5%	1%	—	
	車両総重量 3.5t以下の トラック	★★★★ ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2年度燃費基準達成車	1%	2%	1%	2%
			令和4年度燃費基準105%達成車 (平成22年度燃費基準63%向上達成車 ※注4)	0.5%	1%	0.5%	1%
車両総重量 2.5t超3.5t以下の トラック	★★★ ・平成30年排出ガス基準25%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準50%低減達成	令和4年度燃費基準達成車	非課税		—		
		令和4年度燃費基準95%達成車	0.5%	1%	—		
ディーゼル自動車	車両総重量 3.5t以下の バス	・平成30年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成 (注2)	令和2年度燃費基準105%達成車	非課税		—	
			令和2年度燃費基準達成車	0.5%	1%	—	
			令和2年度燃費基準110%達成車	非課税		—	
			令和2年度燃費基準105%達成車	0.5%	1%	—	
	車両総重量 2.5t超3.5t以下の トラック	・ポスト新長期規制適合(注2)	令和4年度燃費基準達成車	非課税		—	
			令和4年度燃費基準95%達成車	0.5%	1%	—	
			令和4年度燃費基準105%達成車	非課税		—	
			令和4年度燃費基準95%達成車	0.5%	1%	—	
車両総重量 3.5t超の バス・トラック	・平成28年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成 (注2)	平成27年度燃費基準15%向上達成車	非課税		—		
		平成27年度燃費基準10%向上達成車	0.5%	1%	—		
		平成27年度燃費基準5%向上達成車	1%	2%	—		
		—	—		—		

※注1 型式で判定できない場合は、車検証の燃料の種類欄に「CNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車(21年基準 NOx10%低減)」と記載される。
 ※注2 ポスト新長期規制とは、ディーゼル自動車等において、平成21年以降(車両総重量等により、平成21年、22年と異なる)に適用される排出ガス規制をいう。
 ※注3 「令和2年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車の場合に限り適用。
 ※注4 「平成22年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車の場合に限り適用。

○ 令和6年度 自動車税(環境性能割)に係る特例措置(バリアフリー・先進安全自動車(ASV)特例)
バリアフリー特例(新車を取得する場合のみ)

区分	対象となる条件	取得価額 控除の額	適用期間
ノンステップバス	次の2点のどちらかに該当する自動車 ①一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの ②一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するもの ※車検証備考欄に「ノンステップバス」と記載される	1,000万円 控除	R5.4.1 ～ R7.3.31
リフト付きバス (乗車定員30人以上)	次の2点のどちらかに該当する自動車 ①一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの ②一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するもの ※車検証備考欄に「リフト付きバス」と記載される	650万円 控除	
空港アクセスバス		800万円 控除	
リフト付きバス (乗車定員30人未満)		200万円 控除	
ユニバーサルデザインタクシー (UDタクシー)	一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業のために導入する乗用車 ※車検証備考欄に「認定ユニバーサルデザインタクシー」と記載される	100万円 控除	

先進安全自動車(ASV)特例(新車を取得する場合のみ)

区分	対象となる条件	取得価額 控除の額	適用期間
車両総重量8t超の トラック (被けん引自動車を除く)	側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)を装備したものの ※車検証備考欄に「側方衝突警報装置及び 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)搭載車両」と記載される	350万円 控除	R5.4.1 ～ R6.4.30
	側方衝突警報装置を装備したものの ※車検証備考欄に「側方衝突警報装置搭載車両」と記載される	175万円 控除	R5.4.1 ～ R6.4.30
バス等	衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)を装備したものの ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)搭載車両」と記載される	175万円 控除	R5.4.1 ～ R7.3.31
車両総重量3.5t超の トラック (被けん引自動車を除く)	衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)を装備したものの ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)搭載車両」と記載される	175万円 控除	R5.4.1 ～ R7.3.31

自動車及び軽自動車を保有するためには税・手数料の納付や、その他多くの手続が必要となります。これらの税・手数料の納付や手続をオンライン申請で、一括して行うことを可能にしたのが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス」及び「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス」です。当サービスをご利用になれば、申請のために窓口へ出向く必要がなくなります。

≪自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)≫

- 自動車保有関係手続のワンストップサービスヘルプデスク
050-5540-2000 8:30～17:00(年末年始を除く平日)
- OSSポータルサイト <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>

≪軽自動車保有関係手続のワンストップサービス(軽OSS)≫

- 軽OSS専用ダイヤル
050-3364-0800 8:30～17:00(土・日・祝日・12月29日～1月3日は除く)
- 軽OSSポータルサイト <https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp/portal/index.html>

自動車の登録についてのお問合せは運輸支局又は検査登録事務所まで

- ・近畿運輸局大阪運輸支局 050-5540-2058 オペレーター対応は開庁日の8:30から17:15まで。
- ・同支局なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059 自動音声案内は24時間ご利用になれます。
- ・同支局和泉自動車検査登録事務所 050-5540-2060 ※近畿運輸局のホームページもご利用ください。

[近畿運輸局](#)

検索

軽自動車の検査についてのお問合せは軽自動車検査協会まで

- ・軽自動車検査協会大阪主管事務所 050-3816-1840 オペレーター対応は開庁日の8:30から17:00まで。
- ・同事務所高槻支所 050-3816-1841 自動音声案内は24時間ご利用になれます。
- ・同事務所和泉支所 050-3816-1842 ※軽自動車検査協会のホームページをご利用ください。

[軽自動車検査協会 事務所一覧](#)

検索

自動車税(種別割)

■ 納める人

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。

自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき(割賦販売の場合)は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。

自動車を譲渡(移転登録)した場合は、当該年度の自動車税(種別割)は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。

なお、二輪の小型自動車、軽自動車等については、市町村で軽自動車税(種別割)が課税されます。

※ 一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方については、減免の制度がございます。詳しくは[5ページ](#)をご覧ください。

[大阪府 減免のしおり](#)

検索

■ 納める額

自動車の種別、用途、総排気量等によって税率(年税額)が定められていますが、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録(廃車)をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。詳しくは「自動車税(種別割)税額表」をご覧ください。

[大阪府 自動車税\(種別割\) 税額表](#)

検索

● 月割計算による課税

$$\text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12} = \text{月割税額 (100円未満の端数金額は切り捨てる)}$$

● 月割計算による還付

年税額から、上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。

■ 納める方法

● 申告

自動車を新たに所有する場合や、譲渡・廃車をした場合は、自動車税事務所に自動車税(環境性能割・種別割)申告書を提出しなければなりません。

● 納税

賦課期日(毎年4月1日)に自動車を所有している人は、4月から翌年3月までの1年分の税金(年額)を府から送付される自動車税(種別割)納税通知書で、5月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続きの際に自動車税(環境性能割・種別割)申告書を提出し、納めます。

● 納付書の交付について

自動車税(種別割)の納付書を窓口で交付する際には、自動車の登録番号と車台番号の下4桁を確認させていただきます。

■ グリーン化税制

環境負荷の小さい自動車に対しては自動車税(種別割)の軽減を行い、環境負荷の大きい自動車に対しては重課を行う制度です。

● 環境負荷の小さい自動車

初めて新規登録(以下、「新車新規登録」といいます。)をされた次表の自動車について、新車新規登録した翌年度の税率が軽減され、軽減された年度の翌年度以降は通常の税率で課税されます。(軽減されるのは1年度分のみです。)

区分	令和5年度に新車新規登録した場合 (令和6年度の税率が軽減されます。)	
電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車(家用・営業用を問わない)	税率を概ね75%軽減	
ガソリン自動車、LPG自動車、クリーンディーゼル車(営業用乗用車に限る)	令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成
	税率を概ね50%軽減	税率を概ね75%軽減

※「ガソリン自動車、LPG自動車」は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車に限ります。

※「クリーンディーゼル車」は平成30年排出ガス基準適合車又は平成21年排出ガス基準適合車に限ります。

● 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から11年を超えるディーゼル自動車及び13年を超えるガソリン自動車(LPG自動車を含む)の税率は概ね15%(一般乗合用以外のバス及びトラックは概ね10%)高くなります。

なお、電気自動車、天然ガス自動車(ガソリン又は軽油との併用車は除く)、メタノール自動車、ハイブリッド自動車(ガソリン)、一般乗合用バス、被けん引自動車は除きます。

令和6年度、重課対象となる自動車は右表のとおりです。初度登録については車検証にてご確認ください。

対象自動車	初度登録
ディーゼル自動車	平成25年3月31日以前
ガソリン・LPG自動車	平成23年3月31日以前

■ 身体障がい者等に対する減免制度について

大阪府では、一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方が日常生活を営むうえで不可欠な自動車について、自動車税(環境性能割・種別割)を減免する制度があります。

この減免制度の詳細や、申請書の提出場所等については大阪府ホームページで「自動車税(環境性能割・種別割)の減免のしおり」をご覧ください。自動車税コールセンターまでお問い合わせください。

	新たに自動車を取得する場合(※1)(※2)	既に自動車を所有している場合	
		4月1日に減免要件に該当している場合	4月1日後に減免要件に該当することとなった場合
対象となる税目	自動車税(種別割)(※3) 自動車税(環境性能割)	自動車税(種別割)	自動車税(種別割) (※3)(※4)
申請期限	自動車の登録の日	自動車税(種別割)の納期限	減免事由に該当することとなった日から60日以内
申請書等の提出場所	大阪自動車税事務所各分室 (8ページ 参照)	最寄りの府税事務所(8ページ 参照)	

※1 自動車税(環境性能割)は、申請期限を過ぎますと減免を受けることができません。

※2 登録時に自動車税(環境性能割・種別割)のどちらも課税されていない場合の申請期間は、翌年度の4月1日から自動車税(種別割)の納期限までとなります。また申請書の提出場所は、最寄りの府税事務所となります。

※3 減免額は自動車を登録した月の翌月又は減免要件に該当することとなった月の翌月から月割りで計算した額となります。

※4 減免事由に該当することとなった日が3月中の場合、当該年度は減免対象となる自動車税(種別割)の税額がありませんので、翌年度分の自動車税(種別割)について4月1日から納期限までの間に減免申請を行っていただくことになります。

[大阪府 減免のしおり](#)

検索

自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の交付について

○ 納税確認の電子化について～納税証明書の提示が省略できます～

車検を受ける運輸支局等において自動車税(種別割)の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示を省略できます。

※ 自動車税(種別割)に未納があると、これまでどおり車検を受けることはできません。

※ 運輸支局等への納税情報の提供は、納税後1週間程度かかります。納税後すぐに車検を受ける場合には、運輸支局等で電子的に納税確認ができませんので、これまでどおり府が発行する納税証明書を提示してください。

※ 納税情報の確認にあたって大阪府から運輸支局等へ提示する情報は、①自動車登録番号、②車台番号(下4桁に限る)、③自動車税(種別割)の納税状況(完納又は未納かどうか)です。住所、氏名、税額等の情報は、提供いたしません。

なお、運輸支局等への納税情報の提供を希望されない場合は、書面による申出により、情報の提供を中止し、電子確認ができないように対応します。詳しくは、[8ページ](#)に記載の自動車税コールセンターまでお問い合わせください。

《自動車税AIチャットボットで24時間自動車税に関するお問合せができます！》

自動車税に関するよくあるご質問にAIチャットボットがお答えします。24時間365日、いつでも気軽にご利用ください！

右記の二次元コードを読み取るか、「大阪府 自動車税 AIチャットボット」で検索してください。



[大阪府 自動車税 AIチャットボット](#)

検索

《インターネットで自動車税(種別割)納税通知書等の送付先の変更ができます！》

引越し等で住所が変わったときは、運輸支局等で住所変更の登録手続きが必要です。

直ちに登録の手続きができない場合は、インターネット(府税のホームページ「[府税あらかると](#)」)で自動車税(種別割)納税通知書等の送付先の変更手続きを行ってください。

住所変更の届出入力には、自動車の「登録番号」や「車台番号(下4桁)」が必要となりますので、車検証で確認してください。

なお、住民票を移しただけでは、新住所へ納税通知書等は送付されませんのでご注意ください。

[大阪府 自動車税\(種別割\)住所変更届](#)

検索

■ 納付の窓口

自動車税(種別割)は、各府税事務所のほか、以下の場所や方法で納めることができます。

● 金融機関等

府の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関、大阪府内の郵便局で納めることができます。

さらに、「地方税統一QRコード」の印刷がある自動車税(種別割)の納付書については、これに対応する金融機関でも納めることができます。(府外のゆうちょ銀行を含む。)

詳しくは府税のホームページ「府税あらかると」の[取扱金融機関一覧](#)をご覧ください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

● コンビニエンスストア等

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある自動車税(種別割)の納付書(30万円以下のもの)は、以下の国内のコンビニエンスストア等で納めることができます。

※コンビニエンスストア等で納付される場合にはレジにて必ずレシートをお受取ください。

(令和6年5月1日現在)

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店(※)

※MMK設置店とは、MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。

● スマートフォン決済アプリを利用した納付

「地方税統一QRコード」の印刷がある自動車税(種別割)の納付書については、スマートフォン決済アプリから「地方税統一QRコード」を読み取ることで、府税を納めることができます。詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

[大阪府 スマホ 納税](#)

検索

● クレジットカードを利用した納付

「地方税統一QRコード」又は「eL番号」の印刷がある自動車税(種別割)の納付書については、「地方税お支払サイト」を利用して、クレジットカードで府税を納めることができます。詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

[大阪府 クレジットカード 納税](#)

検索

● Pay-easy(ペイジー)を利用した納付

「地方税統一QRコード」又は「eL番号」の印刷がある自動車税(種別割)の納付書は、「地方税お支払サイト」を利用して、金融機関のATMやインターネットバンキング等で納めることができます。詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

[大阪府 ペイジー](#)

検索

※ 車検等のため納税証明書が至急必要な場合や、領収証書が必要な場合は、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード及びPay-easy(ペイジー)による納付を利用せず、金融機関、コンビニエンスストア等でお支払ください。府税事務所等で納税証明書が発行可能となるのは、お支払手続完了後、おおむね1週間後です。領収証書の発行は行いませんので、ご了承ください。

※ クレジットカードで納付する場合は、税額のほかにシステム利用料がかかります。

お問合せ及び手続き先

自動車税(種別割)に関するお問合せ

(令和6年4月1日現在)

名称	電話	担当区域
自動車税コールセンター	 0570-020156 <small>ふざいコール</small>	大阪府内全域

一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

受付時間 平日9:00~17:45

- ※ このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。なお、通話料金はNTTコミュニケーションズからの請求となります。
- ※ お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号(下4桁)」をご確認ください。
- ※ 納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。
- ※ 大阪府以外のナンバープレートが取り付けられた自動車に係る納税状況等の個別のご質問については、該当の都道府県にお問い合わせください。
- ※ 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車については、市町村で軽自動車税(種別割)が課税されますので、軽自動車等の定置場の所在地を管轄する市町村にお問い合わせください。

大阪自動車税事務所(登録(取得)時の自動車税(環境性能割・種別割)に関するお問合せ)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
本所	TEL 06(6775)1361 FAX 06(6775)1365	543-8511	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	大阪府内全域(毎年5月に課税する自動車税(種別割))
分室	寝屋川 TEL 072(823)1801 FAX 072(820)1143	572-0846	寝屋川市高宮栄町13番2号	(環境性能割・種別割) (注)登録(取得)時の自動車税 (注)軽自動車税(環境性能割)は除く
	和泉 TEL 0725(41)1327 FAX 0725(43)4541	594-0011	和泉市上代町	
	なにわ TEL 06(6612)7251 FAX 06(6613)6077	559-0031	大阪市住之江区南港東3丁目1番14号	
				豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町(大阪ナンバー該当区域) 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村(和泉・堺ナンバー該当区域) 大阪市(なにわナンバー該当区域) (注)軽自動車税(環境性能割)は除く

◎本所の開庁時間は平日の午前9時から午後5時45分まで、分室の開庁時間は平日の午前8時45分から午後5時30分までです。

(注)軽自動車税(環境性能割)については、次へお問い合わせください。

大阪ナンバー該当区域の場合は、072-604-2772(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内 軽自動車税(環境性能割)担当)

和泉・堺ナンバー該当区域の場合は、072-273-1066(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所内 軽自動車税(環境性能割)担当)

なにわナンバー該当区域の場合は、06-6612-2181(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 軽自動車税(環境性能割)担当)

府税事務所(減免申請等にかかる自動車税(種別割)の手続き窓口)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
中央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6941)7934	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大 都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、 西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区 阪 北区、淀川区、東淀川区 市 天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、 東住吉区、平野区、西成区
なにわ北	TEL 06(6362)8611 FAX 06(6362)6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	
なにわ南	TEL 06(6775)1414 FAX 06(6775)1363	543-8533	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	
三島	TEL 072(627)1121 FAX 072(627)1327	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	TEL 072(752)4111 FAX 072(752)4124	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	TEL 072(238)7221 FAX 072(238)7244	590-8558	堺市堺区中安井町3丁4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	TEL 072(439)3601 FAX 072(439)3706	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、 田尻町、岬町
南河内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)1194	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村
中河内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)2704	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)3988	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)(注)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、 交野市

◎開庁時間は全て平日の午前9時から午後5時45分までです。

(注)北河内府税事務所は令和6年10月15日に枚方市岡東町19番1号ステーションビル枚方オフィスB 9階へ移転します。

なお、電話・ファックス及び郵便番号について変更の予定はありません。

★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

★間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

財務部税務局税政課 令和6年7月発行

(府税のホームページ [府税あらかると](#))

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)18階

TEL06-6941-0351/FAX06-6210-9932

